

事業者の皆様へ

令和3年8月及び9月に実施された緊急事態措置に伴う、「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響を受けた事業者への支援について

国の月次支援金、福岡県中小企業者等月次支援金、大川市中小企業者等月次支援金といった支援があります。事業継続支援をご検討される方につきましては、各支援をWebにて検索していただき、詳しい申請内容等をご確認ください。

支援名称	給付、支給額	申請期間、方法、要件など	Web検索・相談窓口
 <p>月次支援金</p>	<p>▶法人 上限額20万円/月</p> <p>▶個人事業者 上限額10万円/月</p>	<p><申請期間>8月分については10月31日まで、9月分については11月30日まで</p> <p><申請方法>電子申請</p> <p><主な申請要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ●緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること ●2021年の月間売上が、2019年又は2020年の同月比で50%以上減少していること <p>※申請前に登録確認機関において事前確認を受ける必要があります</p>	<p>月次支援金ホームページへアクセス！</p> <p>🔍 月次支援金 検索</p> <p>月次支援金コールセンター</p> <p>☎ 0120-211-240</p> <p>[IP電話専用回線] 03-6629-0479</p> <p>受付時間 8:30～19:00 (土日、祝日含む全日対応)</p>
 <p>福岡県中小企業者等月次支援金</p>	<p>①中小企業者等</p> <p>▶法人 上限額10万円/月</p> <p>▶個人事業者 上限額5万円/月</p> <p>②酒類販売事業者</p> <p>▶法人 売上減少に応じて 上限額10～60万円/月</p> <p>▶個人事業者 売上減少に応じて 上限額5～30万円/月</p>	<p><申請期間>8月分については10月31日まで、9月分については11月30日までの予定</p> <p><申請方法>電子申請又は郵送申請</p> <p><主な申請要件></p> <p>①中小企業者等 飲食店の休業・営業時間短縮や外出自粛等の影響を受け、2021年の月間売上が、2019年又は2020年の同月比で30%以上50%未満減少していること</p> <p>②酒類販売事業者 ・酒類の提供を停止する飲食店と取引があり、8月又は9月の売上にかかる国の月次支援金の給付を受けていること ・酒類の提供を停止する飲食店と取引があり、2021年7月～8月、又は8月～9月の月間売上が2か月連続で、2019年(2020年)の同月比で、15%以上30%未満減少していること</p>	<p>福岡県庁ホームページへアクセス！</p> <p>🔍 福岡県中小企業者等月次支援金 検索</p> <p>福岡県中小企業者等月次支援金コールセンター (平日9:00～17:00)</p> <p>☎ 0120-876-866</p>
 <p>大川市中小企業者等月次支援金</p>	<p>1事業者一律20万円</p> <p>※国の月次支援金又は福岡県中小企業者等月次支援金の8月分と9月分の両方を受給している方も20万円</p>	<p><申請期間>R3.9.21～R4.2.28(消印有効)</p> <p><申請方法>郵送又は持参</p> <p><必要書類>申請書、国又は県の月次支援金の給付通知書(写)など</p> <p><主な申請要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ●国の月次支援金(8月分又は9月分)又は福岡県中小企業者等月次支援金(8月分又は9月分)の給付対象であること。 	<p>大川市ホームページへアクセス！</p> <p>🔍 大川市中小企業者等月次支援金 検索</p> <p>相談窓口 大川市役所インテリア課</p> <p>☎ 0944-85-5582</p>